

令和6年度

入学手続きの手引き 《特別選抜》

滋賀県立大学

合格おめでとうございます。

この入学手続きの手引きのほかに次の書類が同封されています。もし、不足がありましたらお手数ですが下記まで連絡をお願いします。

- 1 合格通知書
- 2 入学料振込用紙（県内者用、県外者用）
- 3 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
- 4 給付奨学金申請にかかる申立書
- 5 誓約書（裏面：保証書）
- 6 親族関係に関する申立書
- 7 第二外国語履修カード
- 8 学生証用写真貼付用紙
- 9 合格された学科からの課題案内
- 10 図書情報センター利用案内
- 11 後援会費納入振込用紙
- 12 同窓会（湖風会）納入振込用紙
- 13 滋賀県立大学生協からのお知らせ
-(問合わせ先)- 滋賀県立大学生生活協同組合 TEL 0749-25-4830
- 14 入学手続書類提出用封筒

このほか、学校推薦型選抜Dにて合格された方には、滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金の申請書類を同封しています。

目 次

(1) 入学手続き期間	1
(2) 提出書類	2
(3) 入学料の納付方法	3
(4) 授業料	4
(5) 第二外国語の選択について	6
(6) 入学式	8
(7) オリエンテーション	8
(8) 授業開始日	8
(9) 学籍氏名表記修正	8
(10) パソコンに関する案内	9
(11) 滋賀県立大学後援会費納入のお願い	10
(12) 同窓会[終身会費]納付のご案内	12
(13) 学研災付帯学生生活総合保険について	13
(14) その他	14

入学手続き

本学に入学するためには、入学手続き期間内に、所定の入学料を納付し、必要な書類を提出しなければなりません。

日本学生支援機構に給付奨学金の予約採用の申請をされた方は、入学料の納付方法が異なりますので、特に注意をしてください。

入学手続き期間

令和 5年12月15日（金）から 12月21日（木）まで（必着）

提出書類の①～⑨までの書類を同封の入学手続き書類提出用封筒に入れ、受験番号、氏名、住所を記入し、直接持参するか郵送してください。

※郵送の場合は、必ず書留速達とし、入学手続き期間の最終日必着とします。

※直接持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く平日の午前9時から午前11時30分および午後0時30分から午後5時までとします。

必要な書類がすべてそろっていない場合は受け付けませんので、書類の提出の際には十分確認してください。

また、入学手続き期間を過ぎて到着したものは受け付けませんので、郵送の場合には所要日数を十分に考慮して発送してください。

一度受け付けした入学手続き書類および入学料は、理由のいかんを問わず返還いたしません。（日本学生支援機構に給付奨学金の予約採用の申請をされた方が、誤って振り込みをされた場合を除きます。）

[入学手続き書類の提出先]

〒522-8533

滋賀県彦根市八坂町2500番地

滋賀県立大学 教務課 入試室（A1棟201室）

TEL 0749-28-8217, 8243

提出書類

番号	提出書類	作成方法等
①	入学料振込金受領証明書(大学提出用)	<p>収納印または振替印が押印してあることを確認し、送付時には<u>誓約書の所定の欄</u>に貼付の上、提出してください。</p> <p>※給付奨学金の予約採用の申請をされた方は入学料を猶予するため、入学手続きの際に支払いは不要です。</p>
②	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	<p>給付奨学金の予約採用の申請をされた方が対象となります。</p> <p>※すべての項目を記入してください。なお、<u>学籍番号は、空欄のまま構いません。</u></p>
③	給付奨学金申請にかかる申立書	<p>②の書類を提出する方のみ、対象となります。</p> <p>※すべての項目を記入してください。</p>
④	<p>住民票</p> <p>※入学料について、滋賀県内に住所を有する者としての適用を受ける方は、右のアまたはイのとおり提出してください。</p> <p>県外者としての入学料の適用を受ける場合は提出不要です。</p> <p>※②③を提出する入学料猶予の対象となる方も滋賀県内に住所を有する者として適用を受ける場合は提出して下さい。</p>	<p>提出方法等は以下のとおりです。※コピー不可</p> <p>ア 入学予定者本人が入学の日の1年前(R5.4.1)から引き続き滋賀県内に住所を有する者の場合、入学予定者本人の<u>住民票※</u>を提出してください。</p> <p>1年以内に県内の市町を異動した場合は、異動の経過がわかる証明も必要となります。</p> <p>イ 入学予定者本人は、滋賀県内に住所を有さず、配偶者または1親等の親族(生計を一にする者に限る。)が、入学の日の1年前(R5.4.1)から引き続き滋賀県内に住所を有する者の場合、配偶者または1親等の親族の<u>住民票※</u>および親族関係に関する申立書(様式第1号)を提出してください。</p> <p>※本籍、個人番号および続柄の記載は不要です。</p> <p>なお、<u>住民票記載事項証明書は不可です、必ず住民票を提出してください。</u></p>
⑤	誓約書	別紙様式に本人が自署してください。
⑥	保証書	別紙様式(誓約書裏面)に本人および保証人(保護者)が自署してください。

⑦	学生証用顔写真(1枚)	最近3か月以内に撮影したもので、正面上半身無帽背景なし、カラー、縦4cm×横3cmのものを、学生証用写真貼付用紙の所定欄に貼付し、用紙に必要な事項を記入してください。(なお、提出された学生証用顔写真は、学生名簿用顔写真にも使用します。)
⑧	第二外国語履修カード	「第二外国語の選択について」をよく読んで、「第二外国語履修カード」を提出してください。
⑨	後援会費 振込金受領証明書	「滋賀県立大学後援会費の納入について」により手続きをお願いします。収納印または振替印が押印してあることを確認し、「大学提出用」を提出してください。

入学料の納付方法

①日本学生支援機構に給付奨学金の予約採用の申請をされた方

滋賀県立大学は、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく確認大学であり、入学料の減免を受けることができます。

高校等を通じて給付奨学金の「予約採用」の申請をされた方は、次の区分に応じて必要な書類を提出してください。

(ア)給付奨学金が「候補者決定」となった方

入学料の納付を猶予しますので、本学所定の「入学料振込依頼書」による振り込みをせずに、別添の「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」を提出してください。

入学料は、入学後の減免対象者認定および減免額決定後の納付となります。

※貸与奨学金のみが「候補者決定」となった方は、入学料の減免対象とはなりません。奨学金の種類をご確認ください。

(イ)給付奨学金が「不採用」となった方

入学料の減免対象とはなりません。②により納付してください。

(ウ)日本学生支援機構の決定通知が、まだ届いていない方

入学料の納付を猶予しますので、本学所定の「入学料振込依頼書」による振り込みをせずに、別添の「給付奨学金申請にかかる申立書」を提出してください。

※後日、採用の可否を文書にてお尋ねします。

②日本学生支援機構に給付奨学金の予約採用の申請をしていない方

日本学生支援機構に給付奨学金の予約採用の申請をしたが「不採用」となった方

入学料は本学所定の「入学料振込依頼書」により入学手続期間最終日までの間に、

県内者用または県外者用のいずれか該当する振込用紙を使用し、指定された金融機関にお振り込みください。なお、ATM（現金自動預け払い機）は利用できません。振り込み後、「入学料振込金受取書」および「入学料振込金受領証明書」を受け取り、収納印があることを確認してください。収納印を受けた「入学料振込金受領証明書」（大学提出用）は誓約書の所定欄に貼付し、入学書類と共に提出してください。

	金 額	
	滋賀県内に住所を有する者※	そ の 他 の 者
入 学 料	282,000円	423,000円

- ※ 滋賀県内に住所を有する者とは、次のいずれかに該当する者のことをいいます。
- ア 入学の日の1年前（令和5年4月1日）から引き続き滋賀県内に住所を有する者
 - イ 入学の日の1年前（令和5年4月1日）から引き続き滋賀県内に配偶者または1親等の親族（生計を一にする者に限る。）が住所を有する者

授 業 料

(1)金額および納入期限

	金 額	口座振替日 (または納入期限)
前 期 分	267,900円	5月27日
後 期 分	267,900円	11月27日

- (注) 1. 令和5年度の金額であり、変更になる場合があります。
2. 在学中に授業料が改定された場合は改定後の授業料が適用されます。

(2)納入方法

授業料については、入学時にお渡しする案内をご覧ください。

原則口座引落により納入してください。

なお、日本学生支援機構に給付奨学金の予約採用の申請をされた方は、令和6年度前期授業料の納付も猶予します。詳しくは、入学時にご案内します。

ア 口座引落

- ・上記の口座振替日に授業料の引落をしますので、口座振替日の前日までに口座の残高をご確認ください。
- ・口座引落の口座は、全国の金融機関をご利用になれます。
- ・手数料は無料です。
- ・残高不足により口座振替日に引き落としができなかった方には、後日「振込依頼書」を郵送しますので、速やかに金融機関の窓口で振込をしてください。

イ 振込依頼書

- ・口座引落を希望されない方には、前期分は5月上旬に、後期分は11月上旬に「振込依頼書」を郵送しますので納入期限までに金融機関の窓口で振込をしてください。
- ・金融機関が定める手数料が別途必要です。
- ・本人確認手続きに関する法令により10万円を超える現金振込みを行う場合は、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類を提示しないと振込ができないことがありますので、あらかじめご承知ください。

第二外国語の選択について

＜2024 入学生用＞

全学共通教育外国語科目は、第一外国語の英語 8 単位が必修で、所属する学科により、第二外国語の 2 単位または 4 単位が選択必修です(下図参照)。

第二外国語はドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語(韓国語)の中から履修することができます。下記の各言語の紹介文を読んで選択し、「第二外国語履修カード」に第 2 希望まで記入してください。

第二外国語の履修方法は下表のとおりです。国際コミュニケーション学科以外は、1・2年次で履修され、2 年次の履修方法は所属学科ごとに異なります(詳細は新入生オリエンテーションで説明されます)。

第二外国語の科目履修方法(科目はすべて 1 単位)

学部学科	1年次		履修の流れ	2年次	
	前期科目	後期科目		前期科目	後期科目
人間文化学部地域文化学科 人間文化学部人間関係学科	第二外国語 I A	第二外国語 I B	2年次も同じ言語第二外国語 II A・II Bを引き続き履修する	第二外国語 II A	第二外国語 II B
環境科学部 工学部 人間文化学部生活デザイン学科 人間文化学部生活栄養学科	第二外国語 I A	第二外国語 I B	2年次に、同じ言語の第二外国語 II A・II Bを履修するか、第二外国語に代替可能な実用英語演習 I A・I Bを履修するかのどちらかを選択する	第二外国語 II A 実用英語演習 I A	第二外国語 II B 実用英語演習 I B
人間看護学部	第二外国語 I A	第二外国語 I B	2年次に、同じ第二外国語 II A・II Bを履修するか、第二外国語に代替可能な実用英語演習 I A・I Bを履修するかのどちらかを選択する。 ただし、実用英語演習 I A・I Bの履修を強く推奨する	第二外国語 II A 実用英語演習 I A	第二外国語 II B 実用英語演習 I B
人間文化学部国際コミュニケーション学科	第二外国語 I A 第二外国語 I B	第二外国語 II A 第二外国語 II B			

ドイツ語

(ドイツ・アウクスブルク大学との交換留学制度あり)

ドイツ語は英語やオランダ語と同じ西ゲルマン語に属しますので、英語の学習経験があれば非常に学びやすい言語です。語形変化が多く、暗記しなければならないことが多い反面、発音は比較的簡単に、論理的な言語であるため、文法さえきちんと押さえておけば、読解の際にはそれほど苦勞することはありません。ドイツ語話者数はおよそ 1 億 3000 万人で、ドイツを始めとして、オーストリア、スイス、リヒテンシュタインで使用されているほか、ベルギーやルクセンブルクでも公用語の一つとして位置づけられています。ドイツと言えばサッカーやドイツ車、ソーセージ、ビール、音楽であればベートーヴェンやバッハ、哲学であればニーチェやカント、文学であればゲーテやシラーなどを思い浮かべる人もいますが、魔法瓶やパイプ椅子など私たちの生活で身近なものもドイツ人の発明によるものです。第二次世界大戦や冷戦時代の暗い歴史とも真剣に向き合い、次世代の人たちが自分たちと同様に暮らしやすくなるように環境政策に取り組む姿勢からは多くのことが学べると思います。過去から学び、未来に向けて現在の問題に取り組む。ドイツ語を通じてさまざまな新しい考え方と出会うことができるでしょう。

フランス語

(フランス・オルレアン大学およびリール政治学院との交換留学制度あり)

フランス語はフランスを始め、ベルギー、スイス、ルクセンブルクなど、他のヨーロッパの国の一部、カナダのケベック州、カメルーン、コートジボアール、コンゴなど、アフリカの国々でも使われています。フランス語を母語とする人口は9千万人、フランス語を話せる人口は2億人と言われています。しかし、この数字が示す以上に、国連を始めとする各種の国際機関で英語と並んで公用語として重用されており、世界のさまざまな場所で通用する「国際語」です。これは、フランスが歴史上、思想、文化、自然科学、政治、外交の分野で何世紀にもわたってヨーロッパ文明の中心であり、近代以降は、世界的にも重要な役割を果たしてきたからに他なりません。フランス語で書かれた文学作品、哲学書、その他の学術書は膨大な数に上ります。バルザック、スタンダール、ブルーストなどの小説家、デカルト、パスカル、ルソーなどの哲学者の名前はよく知られています。日本語にも、「デッサン」、「エチュード」、「アヴァンギャルド」、「モード」、「ソース」、「デジャヴュ」、「クーデター」、「レゾンデートル」などの芸術、ファッション、料理、心理学、政治学、哲学などの分野のことがたくさん入っています。習熟すれば、豊かな文化にふれ、多種多様の学問を深めることができると共に、全世界に向けて視野が広がることでしょう。

言語の系統としては、フランス語はロマンス語(ラテン系の言語)の一つで、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語と近い関係にあります。このため、フランス語を学んでいるとこれらの言語の習得が容易になります。また、フランス語の語彙は11世紀以降、英語の中に大量に流入したため、特に抽象概念を表す語彙には共通しているものが数多くあり、フランス語を学ぶと英語の語彙も増えるという「副産物」があります。

中国語

(中国・湖南師範大学、湖南農業大学、海南大学、中南大学、青海民族大学および内モンゴル民族大学との交換留学制度あり)

中国には「中国語」という言葉はありません。これから学ぶ中国語は、中国では「汉语[漢語], Hànyǔ」と呼ばれています。中国は56の民族からなる多民族国家ですが、総人口の90%以上を漢民族が占めています。その漢民族の言語を「汉语[漢語]」といいます。

ただ、漢民族と一口にいても、彼らは住む土地によって異なる言葉(方言)を話しています(例えば、北京であれば北京方言、上海であれば上海方言、広州であれば広東方言)。ですからこれらの方言も「汉语[漢語]」というわけです。しかし皆さんが学ぶ中国語は決して北京方言や上海方言ではありません。中国全土に通ずる共通語「普通话[普通話]」(日本語の「標準語」に相当)を学びます。実は中国の方言差は、日本の比ではありません。例えば、上海方言の話者(広東方言の話者)にとって広東方言(上海方言)はまるで外国語なのです。共通語「普通话[普通話]」を学ぶ必要性はここにあるのです。なお、「漢民族の言語」の対極にあるのが「少数民族の言語」です。彼らはそれぞれの言語を話しています。例えば、チベット族はチベット語、モンゴル族はモンゴル語、朝鮮族は朝鮮語、ウイグル族はウイグル語を話しています。

朝鮮語 (韓国語)

(韓国・光云大学校、江原大学校との交換留学制度あり)

朝鮮語(韓国語)は、大韓民国の人口約5100万人と朝鮮民主主義人民共和国の人口約2400万人のほか、米国、中国、日本をはじめとした世界各地に合計700万人以上暮らしている在外コリアンも使用している言語です。日本と交流の深い韓国では、朝鮮語ではなく韓国語と呼称しており、大学入試センター試験の科目名も韓国語なので、皆さんには韓国語という呼称のほうがなじみ深いかもしれません。中には朝鮮語と韓国語は別の言語だと考えている人もいますが、同じ言語で、言語の呼び方が2種類あるだけです。本学では、大韓民国の標準語や正書法に準拠して教育を行っています。朝鮮語(韓国語)は、文法構造が日本語と極めて似ていて、語順はほぼ同じ、語彙も日本と同じ漢字熟語が多くあるので、日本語を母語とする人が最も習得しやすい外国語だと言えます。なお、本学には韓国からの留学生も在籍しているので交流の機会もあり、韓国の大学への交換留学の機会も開かれています。今後も日本と朝鮮半島の隣国との各分野における交流はますます活発になることは間違いないので、朝鮮語(韓国語)を学ぶことは、大学を出てからもきっと何かの役に立つでしょう。

入 学 式

令和6年4月5日（金） ※詳細は、追ってご連絡します。

オ リ エ ン テ ー シ ョ ン

入学式前後に、学部学科ごとに履修指導および修学に関する一般指導を行います。多くの資料を配付しますので、筆記用具およびかばんを持参してください。

※日程等の詳細は、追ってご連絡します。

授 業 開 始

令和6年4月8日（月）

学 籍 氏 名 表 記 修 正

滋賀県立大学のシステムで使用可能な漢字は、原則としてJ I S第1・2水準のみです。ただし、滋賀県立大学入学後の各種証明書にJ I S第1・2水準の漢字以外の使用を希望する場合は、入学手続き期間内に学籍氏名表記修正願を提出してください。

英字氏名について、ローマ字（ヘボン式）で「姓→名」の表記とします（入学時自動変換）。但し、ローマ字以外での英字氏名の使用を希望する場合は、入学手続き期間内に学籍氏名表記修正願を提出してください。

卒業時に発行する学位記については、所定の期間に教務課に申請することにより、公的な証明書に記載の漢字を使用することが可能です。詳細は、入学後に教務課にお問い合わせください。

学籍氏名表記修正願は、滋賀県立大学ウェブサイト>入試情報>入学手続き関係>学部入試（特別選抜）からダウンロードしてください。

新入生の皆さんへ ～図書情報センターからのお知らせ～

入学にあたり、新たにパソコンを購入したり、お持ちのパソコンのソフトウェアをバージョンアップする機会があると思いますが、本学では学生の皆さんの修学環境整備の一環として、一部ソフトウェアの無償提供を行っています。これらソフトウェアについては、皆さんで新たに購入いただく必要はありません。

また、新たに購入したパソコンを初期セットアップする際、手順を誤ると授業を受ける際に必要となるシステム（Microsoft365）の利用に不具合が生じてしまうため、注意が必要になります。

以下の QR コードにアクセスして、必ず記載情報を確認してください。

- 1 本学が無償提供するソフトウェアの情報
- 2 セキュリティ対策ソフトの情報
- 3 パソコンの初期セットアップ手順の情報

【新入生特設サイト】



https://www.linc.usp.ac.jp/info_center/info_new%20student.html

※ 随時、皆さんに必要な情報を更新して行きますので、定期的に確認を行うようにしてください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

滋賀県立大学図書情報センター情報管理室(A5 棟 1 階)

TEL : 0749-28-8238 Mail : joho@office.usp.ac.jp

新入生の保護者の皆様へ

滋賀県立大学後援会費納入のお願い

お子様の滋賀県立大学へのご入学おめでとうございます。

滋賀県立大学後援会は、滋賀県立大学創立と同時に設立され、その会費は学生のクラブ活動や大学祭等の課外活動をはじめ、就職支援事業、野外実習助成、全学部生が加入する「学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険」の保険料4年分の全額を助成するなど、学生にとって重要な役割を果たしております。(詳しくは、滋賀県立大学後援会ホームページをご覧ください。http://www.usp-koenkai.jp/)

また、後援会費を納入いただきました学生を対象として4年修了時に卒業アルバムを贈呈しております。

後援会は、全員の加入により事業目的が達成できます。主旨をご理解いただき、後援会費を納付くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【後援会費】学部生(4年分) 50,000円 (入学時一括納入)

1. 会費の納付方法 ①～③のいずれかの方法でご納入ください。

- ①金融機関の窓口で、同封の「後援会費振込依頼書」により振り込む。
- ②金融機関のATMから振り込む。
- ③インターネットバンキングで振り込む。

※いずれも振込手数料は各自でご負担願います。

※②、③の場合は下の口座へお振込みください。

【振込口座】 滋賀銀行 大藪支店 普通口座 847152

【口座名義】 滋賀県立大学 後援会 会費振込 (シガケンリツダイガク コウエンカイ カイヒフリコミ)

* ご注意 *

- ・ ②、③でお振込の際は、振込人の欄に受験番号と学生氏名を入力してください。
例：2100001ケンダイタロウ
- ・ 振込先の間違い、振込人名の誤りなどで、入金の確認できない場合、当会は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

2. 納付確認書類の提出方法

次の①～③のいずれかを、入学手続き期間中に入学関係書類と一緒に、「後援会費振込確認票」に貼り付けて大学へ郵送してください。

- ①金融機関の窓口から振り込んだ場合
→金融機関の収納印が押された「滋賀県立大学後援会費 振込金受領証明書 (大学提出用)」
- ②金融機関のATMから振り込んだ場合
→振り込んだ際のATMの利用明細書(レシート)のコピー。*残高は印字なし。
- ③インターネットバンキングで振り込んだ場合
→振込明細がわかる画面をプリントアウトしたもの。

* A4サイズの場合は貼り付けせずホチキス等でとめて同封してください。

3. その他

- (1) 学生教育研究災害傷害保険(学研災)及び学研災付帯賠償責任保険(学研賠)」の保険料助成について
 入学と同時に大学事務局にて上記保険の学部生全員の加入手続きを行い、保険料を後援会費から一括支払いいたします。従って、学部在学中の4年間は、上記保険への加入および保険料の支払い手続きを各自で行っていただく必要はありません。補償内容につきましては、滋賀県立大学後援会ホームページをご覧ください。(http://www.usp-koenkai.jp/)

※上記保険の補償対象外である日常生活上の事故等も補償の対象とする次のような保険もあり、任意で加入できます。

(参考) □学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)：詳しくは、(財)日本国際教育支援協会のホームページをご覧ください。(加入する場合、学研災は加入済となります)

□大学生協の学生総合共済：詳しくは、大学生協のホームページより学生総合共済をご覧ください。

- (2) 2024年度滋賀県立大学後援会総会のご案内(予定)

詳しくは、4月以降に滋賀県立大学後援会ホームページをご覧ください。

(http://www.usp-koenkai.jp/)

- (3) ご質問等ございましたら、下記までお問い合わせください。

後援会事務局(滋賀県立大学 学生・就職支援課内)

TEL: 0749-28-8219 / E-mail: info@usp-koenkai.jp

[主な後援会事業のご紹介]

(☆)後援会費の納付者が対象となります。

事業名	事業内容
大学祭助成	大学祭(湖風夏祭、湖風祭)の開催費用の一部を助成します。
クラブ活動助成	クラブ・サークル活動を活性化するため、活動経費や器具、備品購入にかかる経費の一部を助成します。
地域交流活動助成	学生が行う地域でのイベント経費やボランティア活動の交通費などを一部助成します。
野外実習等助成	必修の野外実習等に対して、学生が個人負担する経費を一部助成します。また、2, 3, 4年生対象にTOEIC公開テストの受験料(☆)を一部助成します。
就職支援事業	個人が負担する公務員試験対策講座受講料(☆)や就職相談員の設置経費などを一部助成します。
広報事業	後援会会報「はっさか」を年2回作成し、保護者宛に郵送します。 また、ホームページを通して、大学や学生生活の状況を報告するとともに、後援会事業の最新情報を紹介します。
学生教育研究災害傷害保険等への加入	学部生の授業中や課外活動中、または通学中における万一の事故やケガに備えて「学研災」及び「学研賠」に全員を加入し、4年間分の保険料を全額助成します。
卒業アルバム助成	後援会より4年修了時に「卒業アルバム」を贈呈します。(☆)
施設整備等助成	学生が安全で快適な大学生活を送るために必要となる施設の整備や、課外活動に必要な設備の設置、改修等の経費を助成します。

同窓会 [終身会費] 納付のご案内

令和6年度 入 学 生
保 護 者 の 皆 様

滋賀県立大学同窓会 「湖風会」

滋賀県立大学へ入学される皆様、誠におめでとうございます。

平成7年に開学した滋賀県立大学では、初めての卒業生が巣立った平成11年に県立大学同窓会が設立されました。その後、平成18年に県立大学の前身である滋賀県立短期大学などの同窓会と統合し、現在の同窓会「湖風会」となりました。現在では同窓会員数、29,500 余名 の卒業先輩を有する 団体として活動しています。

同窓会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与し、併せて社会に貢献する目的を推進するため、事業として同窓会報の発行、会員名簿の整備・管理、新卒業生の就職斡旋への協力、在学生への情報提供、学生表彰制度の実施などの活動を行っており、その活動に必要な貴重な財源は新しく入学される学生諸氏に納付いただく「終身会費」によって運営されています。

つきましては、当大学へ入学される皆様、諸費用等の納入と同時に、併せて本校「同窓会費」の納付を、入学手続き期間中に済ませていただきますようご案内申し上げます。

◇ 同窓会費のお振込みについて

1. 同窓会費の納入額 (終身会費) 10,000 円 <納付1回のみ>
2. 会費の納入 同封の[専用振込用紙](手数料は同窓会負担)にてお振込み下さい

[指定金融機関]

ゆうちょ銀行 口座記号 口座番号
00990-6-209542
加入者名 滋賀県立大学同窓会「湖 風 会」

[専用振込用紙]

振込取扱票の通信欄に入学者の住所、氏名、電話番号、
学部・学科名をご明記ください。

□ 連絡・お問合せ先

滋賀県立大学同窓会「湖風会」
〒522-8533 彦根市八坂町 2500
滋賀県立大学同窓会 「湖風会」事務局
TEL・FAX : 0749-28-4400
E-mail : s.kendai4400@kofuukai.jp

重要
－必ずお読みください－

保護者の皆様へ【学部生】

滋賀県立大学 学生・就職支援課

公益財団法人日本国際教育支援協会

「学研災付帯学生生活総合保険」について（ご案内）

この度、お子様の合格を心よりお祝い申し上げます。

さて、本学ではお子様が安心して学生生活を送ることができるよう、後援会の助成を受けて全員が(公財)日本国際教育支援協会の「①学生教育研究災害傷害保険（学研災）Aタイプ」および「②学研災付帯賠償責任保険Aコース（学研賠）」へ加入しております（人間看護学部の方は②学研災付帯賠償責任保険Cコース（医学賠）に加入）。これにより大学の正課中、学校行事中、課外活動中および学校施設内における休憩中ならびに通学中に発生したケガや不慮の事故に備えることができます(※)。

しかしながら、これらの保険は学校施設外での活動、日常の学生生活全体をカバーするものではありません。そこで本学では、学生生活に広く対応できる補償制度として、「③学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）」についても併せてご案内しております。

「付帯学総」は、「①学研災」「②学研賠（or医学賠）」では補償されない学内外におけるケガや病気の治療費用実費を補償するほか、加害事故時の賠償責任補償（アルバイト中・部活動中を含む）・示談交渉サービスなどが付帯されており、学生生活を24時間総合的に補償する内容となっております。詳細な補償内容については、[入学手続き関係サイト（同封の別紙参照）掲載の保険案内（PDF）](#)をご確認ください。現在同等の内容が補償されている保険に加入されていない場合には、ご加入をご検討いただきますようご案内申し上げます。

なお、①②の保険については、後援会の助成により大学で加入手続きをしますので、保険料のお支払いおよび加入手続きを各自で行っていただく必要はありません。「③付帯学総」については、任意加入となりますので、ご加入される場合は、PDFパンフレットに記載のWebサイト(QRコード有り)より、お手続きください。（③付帯学総の加入には①学研災の加入が必要ですが、学研災については、保険開始日を4月1日として大学にて加入手続きいたします。）

また、大学生協からも「学生総合共済」のご案内をしておりますが、こちらは「③付帯学総」と同等内容の保険となります。加入される方は、どちらかを選択してお手続きをお願いいたします。

※保険期間は、入学時より4年間（編入生は2年間）となります。

※保険の補償適用には、活動内容により通院日数などの条件があります。

＜お問い合わせ先＞
学生・就職支援課
学生係
TEL 0749-28-8614

そ の 他

- (1) 合格された学科からの課題案内文を同封しています。案内文をよく読み、必ず課題に取り組んでください。
- (2) 同封はせずに、電子データで案内している書類があります。
必ず以下のQRコードを読み取り、書類の確認をしてください。
うまく読み取りができない場合は、滋賀県立大学ウェブサイト>入試情報>入学手続き関係>学部入試（特別選抜）から確認してください。



<webに掲載>

- ・学籍氏名表記修正願
- ・学研災付帯学生生活総合保険のご案内
(人間看護学部用とその他学部用に分かれています。)

滋賀県立大学

〒522-8533 彦根市八坂町2500

電 話 0749-28-8217・8243

■「JR南彦根駅」西口からバス「県立大学」

行きで約15分「県立大学」下車